

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 国会の動き

- 本国会で提出される農業関連法案は 4 法案であり、各法案の状況および概要については次のとおりである。

法案名	状況および概要
農地中間管理事業法改正案	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/5 農林合同会議で条文を了承、2/12 閣議決定。審議入りへ。 ● 地域での話し合いを深めることで担い手への農地集積を加速させることや手続きを簡素化することなどが柱。話し合いを進めるためにはコーディネーターの役割が必要とされ、その役割は農業委員会が担う予定。 ● J A が担ってきた農地利用集積円滑化事業は機構に統合されるが、実績がある J A については市町村の指定を受け、機構による農地の配分計画の案を提出できる仕組みが設けられる予定。どのような J A が対象となるかは省令で定められる見込みとなる。
国有林野管理経営法改正案	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/15 農林合同会議で条文を了承、2/26 閣議決定。審議入りへ。 ● 林業者に国有林の一定区域を一定の間伐採できる権利を与える。 ● 今後の論点は、伐採後に再造林が進まないことが想定され、どのように国有林の保全を進めるかという点。
農業用ため池の管理及び保全に関する法律案	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/12 農林合同会議で条文を了承、2/19 閣議決定。審議入りへ。 ● 決壊による災害が起きるのを防ぐため、防災上重要なため池の改修などを進めることが柱。管理や防災工事にかかる費用は、国や自治体の支援がなされる。
特定農産加工業経営改善臨時特別措置法改正案	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/15 農林合同会議で条文を了承、2/26 閣議決定。審議入りへ。 ● 6 月末で有効期限がきれるため、5 年間の延長をするもの。 ● 国内の農産加工業者の経営改善の取り組みを日本政策金融公庫による長期低利融資や税制特例で支援する。 ● TPP11 や日EU・EPA の発効を受け、2019 年度からは菓子やパスタ、砂糖の製造業者が新たに対象となる。

2. 政府・与党の動き

- 豚コレラは、終息が見えない中でワクチン接種が望まれるが、農水省は①ワクチンを接種すれば長年築き上げてきた清浄国の立場を失い輸出への影響が大きい、②他の家畜伝染病が国内に侵入するリスクが高くなっているなかで、ワクチンに頼らず飼養衛生管理基準の徹底で対応した方が良いと慎重な姿勢をとっている。

- このような中で、農水省は農場や医師からの早期通報を義務化することや、愛知・岐阜等の 37 農場で飼養衛生管理基準を順守しているかの点検を始める方針を示した。
また、経営再開のための支援策として、家畜疾病経営維持資金を拡充し償還期限を 7 年以内（据置 3 年以内）に延長するとともに、発生農家には豚マルキンの生産者負担金の納付免除を措置した。

- 一方、自民党国会議員有志でつくる養豚農業振興議員連盟（会長 宮腰光寛 沖縄・北方相、幹事長 葉梨康弘 衆議院議員）においても、豚コレラ発生原因の早期究明と感染を防ぐ飼養衛生管理の指導、殺処分や移動制限の対象となった農家への確実な補償、早急な経営支援などを政府に対して 2 月 26 日に申し入れを行った。

- 規制改革推進会議農林WGが 2 月 18 日に開催され、高機能機械等の規制見直し、植物工場等の立地規制見直し等について議論された。

- また、規制改革推進会議（7 月末に任期期限）は 2 月 25 日に今後の重点事項を決定し、農協改革が盛り込まれたが次のとおり書きぶりが変わっている。

30 年 6 月 第 3 次答申	農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。
30 年 10 月 第 3 期 重点事項	農協改革集中推進期間の最終年を見据え、単協の信用事業の譲渡、准組合員の事業利用ルールの在り方を含め、引き続きフォローアップを実施する。
31 年 2 月 第 3 期後期 重点事項	農協改革集中推進期間の最終年を見据え、様々な仕組みを徹底的に活用した自己改革がなされるよう促す。

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. TPP11について

- TPP11 発効に伴い、TPP11 締約国からの1月下旬までの牛肉累計輸入数量は3万2,885トンとなった（前年同月のTPP11 締約国からの輸入量：2万1,188トン）。

- 協定発効に伴いオーストラリア向けに新設された売買同時契約（SBS）方式の入札が2月27日に初めて開かれたが、入札価格が折り合わないなどの要因により同日での落札量はゼロとなり、2月28日に再入札が行われた。
契約予定数量は、発効初年度の枠2,000トン（年間枠6,000トンのうち2018年12月～2019年3月までの4カ月分）のうち、1,000トンであったが、再入札でも落札数量は200トンとなり、低調となった。

2. 日EU・EPAについて

- 日EU・EPAは、2月1日に発効した。農産物交渉ではチーズが焦点であったが、ソフト系は品目横断的な輸入枠を設け、枠を段階的に拡大しながら関税が削減・撤廃され、ハード系は関税を段階的に削減し16年目に撤廃されることとなる。豚肉は高価格帯にかける従価税、低価格帯にかかる従量税をそれぞれ段階的に削減。10年目には従量税50円だけとなる。なお、2019年4月に発効2年目を迎えることとなり、2020年以降も毎年4月に切り替わる。

- EUへの輸出は政府が重点品目とする牛肉や茶など、ほとんどで関税が即時撤廃される。また、発効と同時に地理的表示（GI）で日本の48産品、EUの71産品が相互に保護される。

3. 日米間交渉について

- TAG交渉は、日本の交渉を担当するライトハイザー通商代表が中国の交渉も担当しているため、当初4～5月に開かれる見込みであったが、ライトハイザー氏がTPP11や日EU・EPA発効により対日輸出が不利となっている現状に危機感を示し、交渉が3月中に開かれる可能性が浮上している。
- しかしながら、3月は茂木大臣が予算案の国会審議中であるため交渉に十分な時間が取れず、日程については不透明な状況である。
- 一方、トランプ大統領が5月26日に来日予定のため、それまでに対日貿易赤字の8割を占める自動車・同部品の扱いや為替を焦点として、一定の成果が出されることが想定される。

4. RCEPについて

- 事務レベル交渉会合が2月19日から28日までの日程で開かれ、関税分野や知的財産、電子商取引（EC）のルールについて協議されたが、今会合で新たに妥結した分野はなかった。
- 一方、ASEANとのEPAで積み残しになっていた、投資・サービス分野の自由化について、建設や教育などの外資の開放や民間企業が進出先の政府を訴えられるISDS条項の新設を柱に3月初旬にも署名する方向で最終調整に入っている。これをもってASEANと10年以上協議してきたEPAが完成する。